

議案第25号

葛飾区「特別区道」道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成22年 2月18日

提出者 葛飾区長 青木 克徳

(提案理由)

道路占用料の額を改めるほか、所要の改正をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区「特別区道」道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

葛飾区「特別区道」道路占用料等徴収条例（昭和47年葛飾区条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表法第32条第1項第1号に掲げる工作物の部中

5,480	6,570
8,560	10,200
11,600	13,900
3,120	3,740
5,040	6,040
6,940	8,320
430	510
57	68
28	33
4,320	5,180
2,880	3,450
8,920	10,700
17,000	20,400
7,870	9,440

」を 」に改め、同表法第32条第1項第2号に掲げる

物件の部を次のように改める。

法第	外径が0.04メートル未満のもの	長さ	130
32条	外径が0.04メートル以上0.07メートル未満のもの	1メ	220
第1	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	ート	330
項第	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	ルに	510
2号	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	つき	680
に掲	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	1年	1,040
げる	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		1,400
物件	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		2,410
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		3,450
	外径が1メートル以上のもの		6,910

別表法第32条第1項第3号に掲げる施設の部中「6,040」を「7,240」に改め、同表法第32条第1項第4号に掲げる施設の部中「7,870」を「9,440」に改め、同表法第32条第1項第5号に掲げる施設の部中

「	A に 0.008 を 乗じて得た額	」を	「	A に 0.007 を 乗じて得た額	」に改め、同表法第32条第1項第6号に掲げる
	11,300			10,400	
	5,660			6,250	
	6,850			8,220	

施設の部中

「	170	」を	「	200	」に改め、同表令第7条第1号に掲げる物件の
	17,000			20,400	

部中

「	17,000	」	「	20,400	」
	7,200			8,640	
	170			200	
	17,000			20,400	
	170,000			204,000	

85,000」を 102,000」に改め、同表令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料の置場の部中「

10,800

」を「

12,900

」に改め、同表令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる仮設収容施設の部中「7,870」を「9,440」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に許可を受けた占有及び施行日前に許可を受けた占有で当該許可の期間が施行日以後にわたるものの施行日以後の期間に係る占有について適用する。